

工場等にテーブルリフターを設置される前に

テーブルリフターは、ご使用方法によっては昇降機（エレベーター）と見なされる場合があります。

昇降機は「**建築基準法**」及び「**労働安全衛生法**」の2つの法規により規定・規制されております。

テーブルリフターを昇降機としてご使用されますと、法律違反となります。

昇降機に該当した場合、昇降機の基準を準拠した正規のエレベーターでなければ使用出来ず、法規を遵守していない場合、使用停止、改善、撤去などの処分が下されます。

弊社は、昇降機及びそれに該当する可能性のある使用方法の場合、下記の関係自治体に確認を頂いた後、「昇降機に該当しない」と判断されなければ、製作をお断りしております。

**昇降機に該当するか否かの判断は、各自治体により異なるため、
設備を設置する管轄の自治体へ、必ず御確認して頂きますようお願い致します。**

【エレベーターの定義】

【建築基準法】

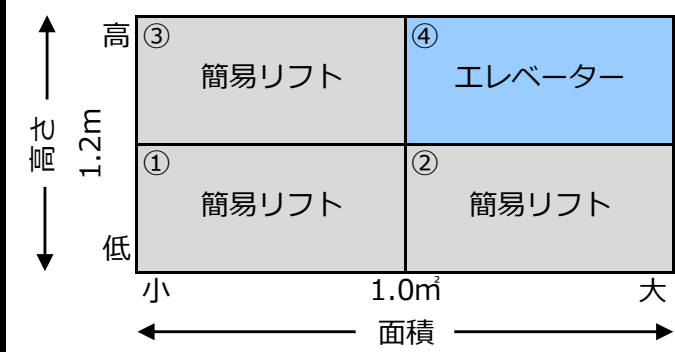
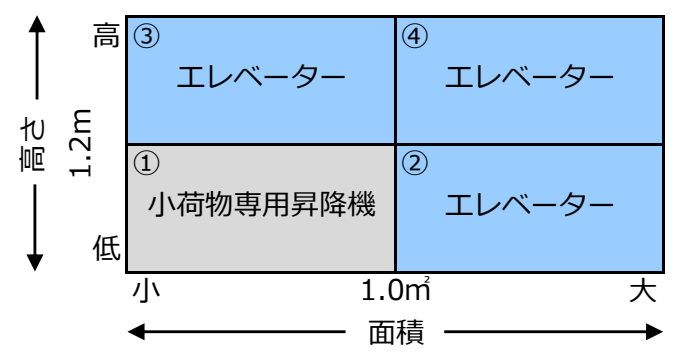
一定の昇降経路、その他これに類する部分を介して、動力を用いて人又は物を
建築物のある階又はある部分から他の階又はある部分へ移動・運搬するための設備

【労働安全衛生法】

人および荷（人または荷のみ）をガイドレールに沿って昇降する搬器に載せ、
動力を用いて移動・運搬することを目的とする機械装置

【建築基準法】と**【労働安全衛生法】**に定義された内容を要約すると、
建築物の他の階への移動、又は段差の移動や運搬を動力を用いて行う装置となります。

労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
法対象	工場等に設置されるエレベーターで、 積載荷重が250kg以上のもの (一般公衆の用に供されるものは除く。)	人又は荷物を運搬する昇降機 (用途、積載荷重にかかわらず)
定義	【エレベーター】 かごの床面積(テーブル面積)が1㎡を超え、 かつ、天井の高さが1.2mを超えるもの (両方の条件を満たすもの) 【簡易リフト】 荷のみを運搬するエレベーターで、 かごの床面積(テーブル面積)が1㎡以下、 又は、天井の高さが1.2m以下のもの (片方の条件に該当するもの) 	【エレベーター】 かごの床面積(テーブル面積)が1㎡を超え、 又は、天井の高さが1.2mを超えるもの (片方の条件に該当するもの) 【小荷物専用昇降機】 物を運搬するための昇降機で、 かごの床面積(テーブル面積)が1㎡以下、 かつ、天井の高さが1.2m以下のもの (両方の条件を満たすもの) 
②、③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、 建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。		

※労働安全衛生法の規定は、建設業・製造業・鉱業・運輸交通業・貨物取扱業の事業所に設置されるものに限ります。

※建築基準法の規定は、労働安全衛生法と異なり、事業の種類に関係なく適用されます。

建築基準法の適用を受ける昇降機

建築物に設ける建築設備としての昇降機について

建築物における建築設備とは、建築物と一体になって建築物の機能を維持するために必要な装置となります。工場、作業場等の生産工程上の機械設備で、設備自体が建築物の機能に関係なく独立的に機能する装置は含まれないものとされております。

また昇降機とは、一定の昇降路又は搬路を介して、動力により人又は人及び物のある部分から他の部分に輸送する設備となります。

したがって、建築設備としての昇降機とは建築物に設置され、建築物をより有効的に機能させるために動力により人又は人及び物のある部分から他の部分へ輸送する設備を指すこととなります。

昇降機は、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機の3つに分類され、その定義は以下の通りとなります。

【エレベーター】

動力によって運転され、人又は人及び物をかごで運搬するもので、かごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（段差解消機及びいす式階段昇降機を含む）

【エスカレーター】

動力によって運転され、人を運搬する連続階段又は歩道状のもの。

【小荷物専用昇降機】

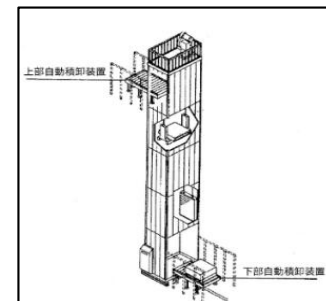
動力によって運転され、もっぱら物を運搬するもので、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ天井の高さが1.2m以下のもの。（労働安全衛生法とは異なる）

以上のことから、次のものが建築物に設ける建築設備としての昇降機に該当となります。

- ・ 建築物に設けるエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、段差解消機及びいす式階段昇降機
- ・ 建築物に付属して設けるエレベーター、エスカレーター、段差解消機及びいす式階段昇降機

建設設備として昇降機に該当しない可能性のある使用方法

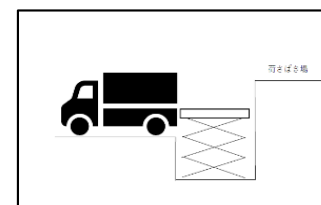
- ① 工場、作業場、倉庫等で、生産設備又は荷役設備として
もっぱらそれらの過程の一部に組み込まれ、
人が搬器への物品の搬出入に直接介入せずに使用され、
人の乗り込む恐れのないもの。



①図

- ② 機械式駐車場（自転車の駐輪の用に供するものを含む）、立体自動倉庫等の物品保管のための施設の
一部として構成され、当該施設に搬入された物品等が自動的に搬出位置に運搬されるもので、人の
乗り込む恐れのないもの。

- ③ 工場、作業場、倉庫等に設置し、荷捌き場等の荷役設備として、
専従者によって運転され、昇降行程が、
1.5m以下で物のみを専用に運転するもの。
なお、必要に応じて回転灯及び挟まれ防止措置等を施すことが望ましい。



③図

- ④ 自動制御により物品を搬送する自動搬送システム設備。
⑤ 舞台設備としてのせり上げ装置。
⑥ 自動車搬送装置。（昇降機の適用範囲外）
⑦ 車輪付きで移動可能なもの。

※ 昇降機に該当しないため、確認申請や定期点検が必要ありません。

※ 設置場所を管轄する建築指導課等により判断が異なる場合があります。 必ず確認を行ってください。

昇降機（エレベーター）に該当する場合の手続きについて

エレベーターを建築物に設置する際は、下記の手続きが必要となります。

建築基準法におけるエレベーター導入時における手続き

- ① 管轄の行政庁へ確認申請を行う。
- ② 問題なければ確認済み証が発行される。
- ③ 設置工事を行う。
- ④ 完了検査申請書を管轄の行政庁へ提出する。
- ⑤ 管轄の行政庁より工事完成検査を受ける。
- ⑥ 検査済証が交付される。

労働安全衛生法におけるエレベーター導入時における手続き

- ① 所轄の労働局長へエレベーター製造許可申請書を提出する。
- ② 所轄の労働基準監督署長へエレベーター設置届を提出する。
- ③ エレベーターの設置工事を行う。
- ④ 設置後、機能点検や荷重試験を行い、落成検査申請書を所轄の労働基準監督署長へ提出する。
- ⑤ 落成試験合格後、エレベーター検査証を受け取る。

※設置後は定期点検が義務付けられます。